



公 告

鹿嶋農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第11条第1項の規定により公告し、鹿嶋農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次のとおり縦覧に供する。

なお、本市の住民は、鹿嶋農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

おって、提出された意見書については、要旨をとりまとめ処理結果を公告するものとする。

また、鹿嶋農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年9月8日

鹿嶋市長 田 口 伸



1 鹿嶋農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間並びに縦覧場所

- (1) 縦覧期間 令和8年9月9日から令和8年10月9日まで
- (2) 縦覧場所 鹿嶋市大字平井1187番地1
鹿嶋市経済振興部農林水産課

2 意見書の提出について

- (1) 提出先 鹿嶋市経済振興部農林水産課
- (2) 提出期限 令和8年10月9日まで

3 異議の申出について

- (1) 申出先 鹿嶋市経済振興部農林水産課
- (2) 申出期間 令和8年10月10日から令和8年10月26日まで